

川西市錦松台地内岩坂池・唐尾池土地売却に伴う質問・回答について

令和6年11月22日（金）までに受け付けた質問について、下記のとおり回答いたします。

Q1 （調整池）兵庫県の洪水調整地基準では開発区域が1ha未満は調整地の設置義務はありませんが設置が必要でしょうか。

A1 両池は、これまで治水機能面において重要な役割を果たしてきた側面があり、今回の売却に係る提案において、当該地の開発等を通じて防災・災害対応の視点を求めています。

兵庫県総合治水条例を踏まえ、物件調書の「その他特記事項」において、「開発面積に応じて600㎡/haの雨水調整池を設置すること。」を要件としておりますが、開発面積が1ha未満の場合には条例第10条の調整池設置の努力義務が課せられます。

Q2 （排水）唐尾池、岩坂池の一体的な活用を前提とした土地利用とありますが、雨水汚水を連続した排水計画にする必要がありますか。

A2 一体的な土地利用に合わせて、自然流下による連続した排水計画を検討してください。